

気象警報発表時における対応について

【A 気象に関する場合】

(1) 市の防災無線から情報を得る。

- ・午前6時00分までに警報が出ている場合は、広報瑞浪で知らされる。

『こちらは「広報瑞浪」です。ただ今、瑞浪市に〇〇警報が発表されています。』

- ・午前6時00以降に警報が出た場合は、その時点で広報で知らされる。

『こちらは「広報瑞浪」です。ただ今、瑞浪市に〇〇〇警報が発表されました。』

※防災無線には聞き落としがあったり聞きづらいことがあったりするので、注意して聴く。

(2) 各自がテレビ、インターネット、メルマガ、ラジオから情報を得る。

●警報発表の場合

- 1 午前6時00分までに警報が解除された場合、通常通り登校する。但し通学路に危険がある場合は、家庭において待機しその旨を学校に連絡する。
※警報が解除されても、道路の決壊、川の氾濫等で危険な場合は、保護者の判断で登校させないでください。（学校に状況を連絡してください）。
- 2 午前6時00分を過ぎてから警報が解除された場合は、休業となる。

●生徒の登校後に警報が発表された場合

- 1 生徒を学校に待機させ、安全確保に努める。その後、保護者に連絡し、速やかに引き渡しをする。
- 2 登校中に警報発表があった場合は、自宅へ引き返す。但し、安全を考慮し学校（最寄りの施設等）へ避難した場合、保護者が迎えに来るまでそこで待機する。

☆警報が発表されることが予想される場合は、生徒の安全を第一に考え、前日に休校を決定する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

【B 地震に関する場合（予知情報・警戒宣言発令等）】

- 1 地震に関する判定会招集、警戒宣言が発令された場合には、自宅にて待機する。
- 2 その後の登校に関しては、学校からの連絡に従う（COCO）。